



# 金 沢 市 公 報

号外第7号

平成25年(2013年)5月8日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ	都市計画法の規定に基づく都市計画の変更に ついて	( " ) 1
公 告		都市計画法の規定に基づく都市計画の決定に ついて	( 都市計画課 ) 1

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成25年5月8日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市河原市町イ、ホ及びへの各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成25年5月8日から 同月22日まで	金沢森本インター 工業団地地区 地区計画
金沢都市計画 第一種市街地 再開発事業	金沢市片町2丁目の一部			片町A地区 第一種市街地 再開発事業

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成25年5月8日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 用途地域	金沢市河原市町イ、ホ及びへ、野田町、 長坂1丁目、長坂2丁目、長坂町並び に大桑町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成25年5月8日から 同月22日まで	河原市地区 野田地区
金沢都市計画 地区計画	金沢市野田町、長坂1丁目、長坂2丁 目、長坂町及び大桑町の各一部			野田地区
金沢都市計画 高度利用地区	金沢市片町2丁目の一部			片町A地区

平成25年(2013年)5月8日 印刷  
平成25年(2013年)5月8日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄